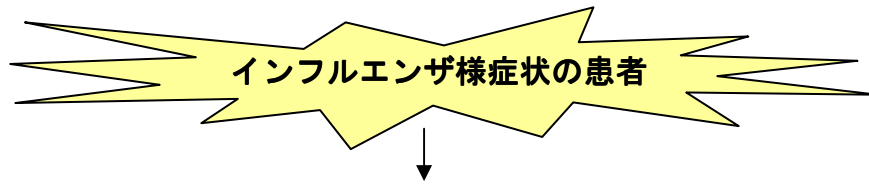


茨城県における鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー (H25. 5. 6版)



<医療機関>
 ○38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA(H7N9)が疑われると判断した場合、保健所への情報提供を行う。
 ○保健所との相談の上、検体採取（喀痰、咽頭拭い液等）を行う。



<保健所>
 ○茨城県保健予防課へ報告
 ○医療機関から患者検体を確保し、茨城県衛生研究所へ搬入

<茨城県保健予防課>
 ○厚生労働省へ報告

<茨城県衛生研究所>
 ○RT-PCR (A, H1, H3, H5, H7) 検査実施

A型陽性 (A+のみ, H7, H5) ※

○保健所へ報告
 ○検体を国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターへ送付

※国内の症例が確認されていないため、当面の間H7亜型の確定検査は国立感染症研究所において行う。
疑似症患者の届出は不要。

<保健所>
 ○「H7, H5」判定の場合、医療機関へ報告



<医療機関>
 ○感染症法第12条第1項の規定による届出
 ○感染症指定医療機関
 ・感染症法第19条に基づく入院治療

<保健所>
 ※確定後の動き

「H7, H5」判定からのH7N9に確定した場合	「A+のみ」判定からのH7N9に確定した場合
○医療機関へ報告	○医療機関へ報告
○入院勧告等の措置	○入院勧告等の措置
○感染症指定医療機関へ患者搬送	○感染症指定医療機関へ患者搬送
○積極的疫学調査の実施	○積極的疫学調査の実施

